明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（総務九〇）　一
○経済産業省生産動態統計調査規則の一部を改正する省令（経済産業五五）　九二
〔告示〕
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学一三六）　九二
○生産動態調査票の様式を定める件の一部を改正する件（経済産業一四八）　九三
○環境省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を改正する件（環境八六）　一三四
〔人事異動〕
文部科学省　スポーツ庁　文化庁　一三七
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一三九
特殊法人等
司法書士名簿登録等、弁理士登録関係　一六三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、押収物還付関係　一六四
会社その他
会社決算公告　一六五
一六七

省令

○総務省令第九十号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十五条第一項及び第二項の規定に基づき、特別交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月十一日

総務大臣　鈴木　淳司